

令和7年度第2回羽村市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和7年7月26日（土） 午後3時00～午後5時00分
会 場	羽村市郷土博物館 会議室
出席者	白井 裕泰 会長、島田 秀男 副会長、和田 哲 委員、坂上 洋之委員、坂詰 智美 委員、金子 淳 委員
欠席者	鈴木 秀和 委員
議 題	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議題等</p> <p>(1)令和7年度第1回羽村市文化財保護審議会会議録の確認について</p> <p>(2)令和7年度文化財説明板の作成・設置について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1)公共施設再配置構想について</p> <p>(2)指定文化財について</p> <p>4 その他</p> <p>(1)次回日程、並びに会場について</p> <p>令和7年 月 日（ ） 午後 時～</p>
傍聴者	なし
配布資料	<p>令和7年度 第1回羽村市文化財保護審議会 次第</p> <p>【資料1】文化財説明板一覧資料</p> <p>【資料2】令和7年度以降文化財説明板補修・再設置年次計画（案）</p> <p>【資料3-1】川崎の渡し</p> <p>【資料3-2】白木</p>
会議の内容	<p>審議会</p> <p>1 あいさつ</p> <p>(会長) <あいさつ></p> <p>2 議題等</p> <p>(1)令和7年度第1回羽村市文化財保護審議会会議録要旨の確認について</p> <p>(事務局) 令和7年度第1回羽村市文化財保護審議会会議録については事前に送付したとおりで、訂正等があれば御指摘いただきたい。</p> <p>(会長) 令和7年度第1回会議録要旨について訂正、御意見等あるか。</p> <p>(会長) 無いようなので、令和7年度第1回については会議録を承認する。</p> <p>(2) 令和7年度文化財説明板の作成・設置について</p> <p>(会長) 事務局からの説明をお願いする。</p>

(事務局) <【資料1～3－1、2】を用いて説明>

【資料1】「文化財説明板一覧」については、現在市内に設置している文化財説明板の一覧である。前回審議会後に現況調査を行った結果を報告する。まず、文化財説明板の板面の状態の凡例について説明する。Aについては、ほぼ傷等はないもの、Bについては、若干の傷や日焼けがあるものである。A、Bについては、使用に問題のない範囲である。Cについては気になる傷や日焼け、気泡があるので、修繕を検討する段階に入ってきたものである。Dについては、破損の程度が重いもの、傷や日焼け、判読が不明なものである。Eについては、撤去したものである。件数については、Aが32件、Bが12件、Cが5件、Dが3件、Eが3件である。現状52箇所あるうち、使用に問題のない範囲であるA、Bが8割以上となっている。Dの3件のうち、「川崎の渡し」が一番劣化が進んでおり、次に「白木」であった。Eについては、「雨乞い坂」「根掘前遺跡」「羽ヶ田上遺跡（2カ所）」であった。「羽ヶ田上遺跡（2カ所）」については、区画整理事業の進捗により撤去した。今後、発掘調査の成果を踏まえた説明板の設置を検討する。また、英文については、9割以上併記されていた。次に【資料2】令和7年度以降文化財説明板補修・再設置年次計画（案）については、先程の現況調査の結果を踏まえ、令和7年度以降、3年先の令和10年度まで、文面検討及び設置・改修・撤去の計画を作成した。今年度については、劣化の進んでいる「川崎の渡し」「白木」の文面検討を進めたいと考えている。来年度以降については、英文が無いものや再設置するものの文面を検討し、設置・改修・撤去については、すでに文面検討が済んだもの、緊急的に補修・撤去するものを予算の範囲内で調整し順次進めていく。

(会長) 【資料1】【資料2】について、御意見等は無いか。

(会長) EのNo.2「雨乞い坂」、No.43「根掘前遺跡」について、撤去した理由はわかるか。

(事務局) 過去の「文化財説明板一覧」を見ると、すでに撤去されていたため理由は不明であるが、「雨乞い坂」については、おそらく根掘前水田周辺の道路が拡幅された際に撤去されたのではないか。「根掘前遺跡」については、理由は不明である。

(会長) 設置されていた場所はわかるか。

(事務局) 不明である。設置されていたと思われる根掘前水田周辺を現地調査した際にはわからなかった。やはり根掘前水田周辺なので、道路拡幅の関係で撤去したのではないか。

(会長) そのほか、御意見等は無いか。

(委員) No.24「白木」については、昭和62年度に設置され、平成26年度に

説明板の改修をしている。それほど古くはないのにD判定になっているのはなぜか。

(事務局) おそらく日焼けによるものであり、平成26年度だと11年経過しているが、現地を見る限り薄くなっていた。設置場所の条件によって劣化の進行度が違う。木が近くにあり日陰がある場所と日陰がなく直射日光があたる場所では日陰がない方は日焼けが進んでしまう。設置年度が古くても状態が良いものがある一方で、No.28「根岸地蔵」などは昭和63年度に設置してから、平成20年度と令和2年度に2度改修している。ここは日陰もなく日当たりが良い。

(委員) 外部環境によって劣化が進むという話であるが、元々屋外に設置するものなので、紫外線対策等を取った上での施工だと思う、業者の施工や技術の問題ではないのか。業者選定が良くなかったか、あるいはその材質とか印字の方法に起因するのではないか。

(事務局) 先日ちょうど文化財説明板を製作している委託業者以外の会社から話しを聞く機会があり、耐用年数はどの位か尋ねると看板のグレードによって違うがスタンダードのものでは10年から15年位が耐用年数という話を聞いた。それを踏まえると、過酷な場所であるため劣化が進んだと考える。

(委員) No.48「伝三田雅樂之介平将定等の墓」については、平成22年度に設置しているが、判定はAとなっている。

(事務局) ここは林の中にある説明板である。

(委員) 看板のグレードは同じだと思うので、環境によってこれだけ違うのかと感じる。

(委員) 説明板の劣化状況については承知した。

(委員) 【資料2】を見ると、文面検討から2年後に設置となっている。その間に新しい資料が見つかり、文面を変更しなければならない可能性も出てくる。常に最新の情報を盛り込むべきであり、2年後に設置という計画はどうなのか。

(事務局) これまで同じ年度内に検討と設置を行ってきたが、新設など検討に時間がかかる場合、十分に議論出来なくなってしまうため、検討した翌年度に設置という計画に変更した。しかし、令和5年度検討、令和6年度設置予定であった「玉川上水の通船」が令和7年度にずれ込んでしまったことで、2年後となった。ただし、可能であれば予算の範囲内で前倒しして設置したいと考えている。

(会長) 委員の指摘では、検討した翌年度に設置が望ましいということか。

(委員) 予算的に難しいということであれば、文面検討については、今年度検討する「川崎の渡し」を、設置の前年の令和8年度まで継続すれば良いと

考える。

(会長) 今年度「川崎の渡し」の検討が終わったとして、設置するまでの間に新しい情報が出た時点で再度検討し、設置する前にもう1度文面の確認を行うこととする。

(会長) 【資料1】について、名称の後ろでも良いので、有形文化財や史跡、旧跡など、文化財の種類を記載してもらいたい。また、前回審議会で話題となった旧跡についてはどうなっているか。

(事務局) 現在調査中であるが、令和7年度発行の東京都文化財総合目録では、各市町村の文化財が記載されており、他市でも旧跡に指定されている文化財はある。目録には東京都を含め指定基準が記載されており、東京都の指定基準には旧跡が記載されている。

(会長) 羽村市では旧跡の記載はあるか。

(事務局) 文化財指定基準には記載がある。

(会長) それでは、旧跡を指定しても構わないということか。

(事務局) 指定出来るか確認する。

(会長) 元々旧跡があり、それを極力史跡に変更していくという流れになつていったが、どうしても史跡に変更出来ないものがある。例えば、旧○○跡という石柱だけで何もなく、かつてここにあったという場所について、指定を解除すれば良かったが、解除出来なかつたのではと考える。そのため、近年旧跡の指定はあまりないと認識していたが、それが間違っていないかどうかを確認したい。おそらく旧跡に指定されているものは古くに指定されたものであろう。もしも、新しく旧跡を指定出来るのであれば、No.15「羽村銀行跡」などは、所有者の許可が得られれば旧跡という形で指定できるのではないか。羽村の歴史の中で「羽村銀行」は意義があると考えるので、そういう方法を取ることも可能ではないか。

(事務局) 東京都の刊行物の中に、今後旧跡については見直しを行っていくという記載が見受けられるので、現在新たに旧跡が指定されてるのかどうか確認が必要である。

(会長) 旧跡については、今説明したとおりの認識を持っていたので、あまり支持していなかったが、指定出来るのであれば「羽村銀行跡」は最適である。旧跡について調べておいて欲しい。

(会長) 文化財説明板について、以前にも話しをしたように、新設候補の検討をどこかで行いたいので、今後議題にあげてもらいたい。

(会長) そのほか、御意見等は無いか。

(会長) 無いようであれば、【資料3】について事務局からの説明をお願いする。

	<p>(事務局) 【資料2】令和7年度以降文化財説明板・再設置年次計画(案)について、大筋御了承いただいたと思いますので、令和8年度は「川崎の渡し」から検討を始め、次に「白木」を検討したい。それでは、まず現在の文面を読み上げる。<【資料3-1】「川崎の渡し」、【資料3-2】「白木」読み上げ></p> <p>(会長) 【資料3-1】「川崎の渡し」について、御意見をお願いします。</p> <p>(会長) 配布資料として、地図があった方がわかりやすい。羽村市史に記載されている地図など、事務局の方で用意してもらいたい。</p> <p>(会長) 繼続審議のため、次回「川崎の渡し」と「白木」の現地を視察するはどうか。</p> <p>(事務局) 次回は市内視察を予定しているので、「川崎の渡し」と「白木」の現地を含め調整する。</p> <p>(会長) 現時点では、何か御意見無いか。</p> <p>(委員) 本文2行目の「古い馬頭観音」の部分について、古いというだけではなく、きちんと年代を入れた方が良い。</p> <p>(会長) 制作年代のことか。</p> <p>(委員) 各地の馬頭観音見ていると、馬頭観音には大抵制作年代が刻まれている。制作年代がわかれば、何年前のものなのだと、よく形に残ってるなど、より感覚的に古いというのがわかつて良いと考える。</p> <p>(会長) 他に無いか。</p> <p>(委員) 本文2行目の「馬頭観音」や「渡し場の石積み」など、やはり現地へ行き確認する必要があると考える。「馬頭観音」について、『あきる野市の石造物』という参考となる本が出版されているが、その本には、「川崎の渡し」を渡ったあきる野市の八雲神社の参道にある馬頭観音は記載されているが、多摩川付近の馬頭観音については記載されていないようである。そのため、実際今もあるかどうかわからない。</p> <p>(委員) 次に、本文の5行目、「渡し場には小店もあって」とあるが、私は聞いたことがない。川崎の古老の方が言っていたから小店と言っているのだろうが、確認する必要があるのではないか。</p> <p>(委員) 次に、本文6行目「堰下橋」について、「堰下橋」はいつ出来たのか。「川崎の渡し」より、ずいぶん新しいと思うが、「堰下橋」が出来たから廃止されたような記載がされているが、時間差がもっとあるのでないか。「永田の渡し」であればわかるが、「堰下橋」はもっと新しいと思うので確認をして欲しい。</p> <p>(事務局) <資料配布>お配りした地図は、羽村市史資料編近世と羽村市史本編上巻に記載されているものである。</p> <p>参考として秋川市史に渡し船の場所についての記載があり、渡し船について</p>
--	--

ては多摩川に3ヶ所、秋川に1ヶ所の計4ヶ所あると記載されている。そのうちの1ヶ所が草花字押立下より、羽村市川崎に至るとある。

(会長) 羽村市史本編上巻の方の地図には、羽村駅付近を鎌倉街道が通っている。この鎌倉街道がずっと南に向かい、「川崎の渡し」を通ってあきる野市方面へ向かったということか。

(事務局) 鎌倉街道の途中に現在の「川崎の渡し」の文化財説明板が設置されている。

(会長) 鎌倉街道が多摩川を渡る所が、「川崎の渡し」という認識というとか。

(事務局) そう認識している。

(会長) いずれにせよ、現地を確認する必要がある。

(会長) 本文3行目「土地の人は今も鎌倉街道と呼んでいます。」から、本文5行目「増水期には船で渡りました。」の部分については、鎌倉街道を通り多摩川を渡る際、秋から冬の渇水期には橋を架け、春から夏の増水期に船で渡っていたという事情をもう少し明快に説明出来ると良い。

(事務局) 補足として、先程の秋川市史の記載では、渡し船場での船便は夏季増水期であって、冬期渇水期はいずれの渡し船場も土橋または簡単な板橋で対岸に渡ったとある。

(会長) そういう内容が入ると良い。

(会長) 本文5行目「秋留台地と埼玉方面との物資の交流が多く、渡し場には小店もあって」から7行目「廃止されました。」については、「川崎の渡し」が廃止されたということだろうが、渡し場にある小店が廃止されたとも読み取れる文章となっているので、見直した方が良い。

(事務局) 文字数には余裕があるので、今後現地調査を踏まえ見直しを図っていく。

(会長) 他に無いか。

(委員) 地名について、地域住民であれば、折立や滝山と記載されていてもわかるが、市外の方などはわからないので、括弧書きで(八王子市)や(あきる野市)と補足してはどうか。あるいは、鎌倉街道を中心とした略図を入れても良いのでは。

(会長) 確かに知識がないと読めない部分がある。

(会長) 鎌倉街道がどのような街道であったかという説明があると良い。

(会長) まだ数回は議論しないと結論が出ないと思うので、今回出た意見を踏まえ事務局案を作成して欲しい。

(会長) 他に無ければ、【資料3-2】「白木」について御意見を伺う。

(会長) こちらも地域住民であればわかるが、市外の方などはわからないの

で、簡単な略図などを入れた方がわかりやすい。

(委員) 本文1行目「沢の坂」とは、どこの坂のことか。

(委員) 「間坂」のことである。本来「沢の坂」についても説明すべきである。

(委員) 「沢の坂」と「間坂」は同一なのか。

(会長) 全く同一ではない。「沢の坂」はもっと根掘前水田の方に近い。両坂の名前が併記される可能性もある。

(委員) 坂に川が流れていたため、沢の坂とも言われている。それはごく一部であり、説明しないとわからない。

(委員) 本文5行目、「加藤丹後守景忠の伝説」について、これではよくわからない。

(事務局) 伝説というのは、武田氏が滅亡した後に、加藤丹後守が上野原から檜原、五日市、羽村、箱根ヶ崎に逃れて、最後は箱根ヶ崎で亡くなったという話がある。

(委員) 加藤丹後守が多摩川を渡るときに助けたのは、現在羽村の加藤家の方である。そのため、あなたの家は加藤家と名乗りなさいと言われ、加藤家となったという言い伝えが地域にある。

(会長) 地域とつながる話なので、もう少し詳しく書いてもいいのではないか。

(事務局) 文字数としてはこちらも余裕があるので、可能である。

(委員) 加藤家に関わる伝説以外にも、ここにはいろいろな言い伝えがあると、わざわざ書いてあるということは、それ以外にもたくさんあるということか。

(事務局) もしかしたら、先程の「沢の坂」のことも含まれているのかもしれない。

(委員) 加藤丹後守については具体的な名前が出てくるが、その他については、ざっくりまとめられている。

(委員) 本文3行目「古墳時代の壺型土器」はどこかにあるのか。

(事務局) これについては個人蔵になる。その個人の方が所有しているうちのひとつである杯形の土器については、郷土博物館の常設展示室で展示している。

(会長) 本文3行目「この南は広く開け集落の前の田」とは根掘前水田のことである。

(事務局) 根掘前水田である。

(会長) この集落はまさに根掘前であり、根掘前水田など、具体的な言葉を入れた方が良い。

	<p>(会長) 土器について、現物は個人所蔵ということだが、所在含め確認しておいた方が良い。</p> <p>(委員) 根掘前付近に設置されている他の説明板、例えばNo.3「間の坂（沢の坂）」、撤去しているがNo.42「根掘前遺跡」が設置されていた。この「白木」とそれらとの整合性を図る必要があると考える。そのため、それらの説明文も参考として作成した方がよい。</p> <p>(会長) それでは、根掘前付近に設置されている説明板の説明文について、総合的に考察し議論していく。また、地図があるとわかりやすい。</p> <p>(事務局) 少し時間がかかるかもしれないが、調査し資料を用意する。</p> <p>(会長) 資料を揃え、次回以降議論を進める。</p> <p>(事務局) 検討と設置の年度を分けたので、ある程度時間をかけて議論ができる。また、検討して説明文を準備しておけば順次設置ができる。</p> <p>(会長) 市内には、多くの坂があり、できれば審議会委員の皆さんに坂の名称を知ってもらいたい。何かそういう地図があればよいが、無ければ簡単に略図で良いので地図が欲しい。</p> <p>(会長) 羽村の特色ともいえるので、できれば坂についての地図を整備してはどうか。</p> <p>(委員) 確かに坂だけの地図があっても良い。千葉県佐倉市も坂が多いので、城下町地図の看板に坂の名称が入っている。観光客の方はそれを見て歩いている。</p> <p>(会長) 羽村の坂についての説明板を作つてみてはどうか。</p> <p>(事務局) 例えば、「文化財見て歩きマップ」という地図を頒布している。街歩きにはちょうどよいので、その中に坂の情報を追加するはどうか。</p> <p>(会長) いずれにしても、この際何か作つてはどうか。</p> <p>(事務局) <資料配布>「間の坂（沢の坂）」と「根がらみ坂」の説明板の写真が見つかったので資料として配布する。</p> <p>(会長) そのほか、御意見等が無ければ「令和7年度文化財説明板の作成・設置について」は終了とする。</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 公共施設再配置構想について</p> <p>(会長) 事務局から説明をお願いする。</p> <p>(事務局) 現在市では、公共施設の老朽化等に対応するため、公共施設再配置構想（試案）を作成した。個別（郷土博物館）の構想（試案）について説明。<委員より意見聴取></p> <p>(2) 指定文化財について</p>
--	---

(会長) 事務局から説明をお願いする。
(事務局) 前回会議で質問等のあった事項について報告及び次回市内文化財視察先（候補地）について説明。

4 その他

(1) 次回日程、並びに会場について
(事務局) 次回第3回は市内文化財の視察を予定しており、例年11月又は12月の土曜日に開催している。
(会長) 委員の都合等を勘案すると12月6日（土）13時から開催とする。
(会長) 以上で本日の審議会は終了とする。